



令和元年11月22日

担当課	人事課
担当者	雑賀
電話	(073) 432-0001
内線	2565

芦原地区特別対策協議会と本市との関係の見直しについて

公共施設である「芦原連絡所」及び「芦原文化会館」の私的占有や庁内でのパーティー券販売の協力など長年にわたる悪しき慣例について、本市職員から調査を行ったところ、「芦原地区における業務を円滑に進めていくためには芦原地区特別対策協議会の会長との関係を維持する必要がある、これまでと同様の対応をせざるを得ない」、また「同協議会があることで、職員が芦原地区に係る案件について特別な対応を強いられる」等のことが判明しました。

これらのことの改善策として、芦原地区特別対策協議会との関係を見直すため、次のとおり対応を行います。

- ① 芦原地区特別対策協議会の事務局を芦原文化会館に置くことをやめ、本市職員が同協議会の事務に一切関わらないことを同協議会に通知
- ② 芦原地区特別対策協議会と交渉をしないという方針を職員に通知

【参考】芦原地区特別対策協議会

芦原地区の生活環境等諸問題の解決のために必要な施策を協議するため、昭和52年2月に県が庁内組織として芦原地区特別対策協議会を設置、昭和54年10月に市が庁内組織として芦原地区特別対策協議会を設置、昭和54年11月に地元の組織として芦原地区特別対策協議会が設置（会長は芦原地区連合会長、事務局は芦原文化会館）されました。
その後、県と市は解散しましたが、地元の同協議会は現在も存続しています。

また、今回の協力金の事案を踏まえて、事業者等が担当部署の職員に相談しても取り合ってくれない場合や職員が事業者等への対応に苦慮する場合等において相談できる窓口担当として、総務部職員相談専門監が対応することとし、警察その他関係機関との連絡調整を図りながら、不当介入の全容解明、解決の迅速化を図ります。